

# 桜井市人権に関する基本計画改定版の概要（令和5年3月）

## 第1章 基本的な考え方

### 1 基本計画の改定の趣旨

今日的な人権課題に対応するため、これまでの基本的姿勢を継承しながら、「人権三法」等の制定を踏まえて、今後の中・長期的な指針である基本計画を改定しました。

### 2 基本理念

人権を基本とした人間関係が広く社会に根付く「豊かな人権文化に満ちた社会」の実現を目指します。

### 3 基本計画の位置づけ（性格）

今後10年間の人権施策の基本的方向性を示し、全庁的に取り組む指針とします。

### 4 人権施策推進における桜井市の基本的な姿勢

- 人権尊重の視点に立った行政を推進します。
- 人権教育・啓発を推進します。
- 人権相談・支援の充実を図ります。

## 第2章 人権施策の推進方向

### 1 人権を取り巻く状況と課題

今日の人権状況から課題を整理し、国連SDGs（持続可能な開発目標）と連携しつつ、本市人権施策の新たな展開と発展を図ります。

- 環境を守る取組みの推進が求められています。
- 統一応募用紙の趣旨に反する事例などが見られ、公正採用に向けて検証していく必要があります。
- 女性のDV被害や自殺者が増加しているなどの問題に対し、実効性ある対策が求められています。
- 各地で起こるヘイトクライムに対し、差別や排外を解消していく対策が必要です。
- 性別に関する固定観念等により性的マイノリティに対する重大な人権侵害があります。社会環境やシステムの見直しが必要です。
- ヤングケアラーなど、子どもの貧困問題に対し、貧困の連鎖を断ち切る対策が必要です。
- 部落差別に関係した裁判では、「差別されない権利の侵害」が問われました。「差別されない権利」の重要性の共有が求められます。
- 国際的な人権の潮流にそった施策の推進が求められています。

### 2 桜井市における人権の現状について

一人権に関する市民意識調査結果を踏まえて（市民意識調査報告書参照）

2021（令和3）年度実施の市民意識調査結果から見える課題について、以下のテーマで課題整理を行いました。

- ①大切にされていると実感できる地域づくりのために
- ②豊かな自尊感情の醸成を

## 桜井市人権に関する基本計画改定版の概要（令和5年3月）

- ③権利についての学習の充実を
- ④差別についての認識を深めるために
- ⑤人権侵害の状況と異議申し立ての重要性について
- ⑥ボランティアの経験と社会活動との関わりについて
- ⑦忌避意識を克服するために
- ⑧さまざまな人権問題についての考え方と課題について
- ⑨桜井市において今後必要な取組みについて

### 3 人権教育・啓発の推進

#### ●人権教育の推進

学校・就学前教育においては、教育活動全体を通じた人権教育の推進に努めます。社会教育においては、家庭教育の充実と、地域社会と学校・家庭との連携を図ります。

#### ●人権啓発の推進

市民への人権啓発においては、創意工夫を行いながら、あらゆる場を通じた学習機会の提供に努めます。企業等への人権啓発においては、企業内人権教育推進協議会等と連携を図りながら、企業の人権研修実施の支援に努めます。

### 4 人権相談・支援の充実

人権相談は、相談者の状況により多種多様で、救済・保護を必要とする人の状況も様々です。複雑多様化する相談に対して、相談員の資質向上を図るとともに、各関係機関と連携し、相談窓口の整備を進めます。

### 第3章 分野別人権施策の推進

「基本計画」の理念に則り、積極的・効果的な施策の推進に努めます。推進にあたっては、地域の実情、対象者の発達段階等を踏まえつつ、国際的な人権の潮流を考慮します。

#### 1 部落差別問題（同和問題）

「部落差別の解消の推進に関する法律」をはじめ奈良県条例及び「桜井市部落差別の解消の推進に関する条例」の趣旨を踏まえ、教育・啓発活動の推進、相談支援、産業就労への取組みを推進するとともに、ふれあいセンターの活性化に努めます。インターネットにおける差別事象等の問題に対して、関係機関等と連携し、取組みを推進します。

#### 2 女性

男女共同参画社会の推進を図り、DV やハラスメントなど女性に対する暴力をなくすための取組みを推進します。固定的な性別役割分担意識の解消を目指し、学習等の機会の提供や啓発活動を推進します。

#### 3 子ども

人権教育・保育の推進、いじめ不登校への取組み、児童虐待防止の取組み等、関係機関・地域・学校等と連携して推進します。貧困の連鎖問題に対し、学習支援・教育支援・子どもの居場所づくり等の取組みを進めます。

## 桜井市人権に関する基本計画改定版の概要（令和5年3月）

### 4 高齢者

住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができるよう、地域社会への参加につなげる様々な活動を推進します。高齢者の権利擁護の視点から、悪質商法や詐欺等の被害を未然に防止するため、警察等と連携し啓発活動を推進します。

### 5 障害のある人

すべての人を排除することなく包摂できる社会の実現に向け、様々な施策を推進します。合理的配慮の周知について関係機関と連携して推進します。障害のある人たちの自立・社会参加の支援として、公共空間等バリアフリーの促進、就労・交流機会の確保に向けた関係機関との連携や啓発活動を推進します。

### 6 外国人

多文化共生社会実現に向けた取組みを推進します。ヘイトクライム、ヘイトスピーチなど不当な差別についての啓発活動を推進します。生活情報等の提供、相談窓口の多言語化等を促進します。

### 7 プライバシーを巡る問題

個人情報保護に向けて、自己情報コントロール権（自己の個人情報について開示・訂正・利用中止を求める権利）を保障するための取組みを推進します。戸籍等の不正取得が未然に防止されるよう、本人通知制度の普及啓発に努めます。

### 8 性的マイノリティの人権

性の多様性への理解を促進し、性別に関する固定観念の解消に向けた取組みを推進します。性的マイノリティの存在が社会の中で想定外の扱いとならないよう、教育・啓発活動の推進を図るとともに、社会環境やシステムの見直しに向けた取組みを推進します。

### 9 HIV感染者、ハンセン病患者等の人権

HIV（ヒト免疫ウイルス）やハンセン病等の感染症に対する正しい知識や情報を提供し、偏見や差別を解消するための教育・啓発活動を推進します。感染症患者等の相談窓口へのアクセス支援などプライバシーに配慮しながら関係機関と連携を図ります。

### 10 犯罪被害者等

犯罪被害者とその家族が日常生活を円滑に営むことができるよう、県、警察、なら犯罪被害者支援センター等と連携を図ります。「桜井市犯罪被害者等支援条例」等に基づき犯罪被害者への支援を行うとともに、市民への理解促進のための広報・啓発に努めます。

### 11 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する地域社会の偏見や差別をなくすため、国や関係機関、桜井地区保護司会及び桜井市更生保護女性会とも連携・協力し「社会を明るくする運動」などの啓発活動を推進します。

## 桜井市人権に関する基本計画改定版の概要（令和5年3月）

### 12 アイヌの人々

アイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に対する正しい理解と認識をふかめるため「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」を踏まえ、教育・啓発活動を推進します。

### 13 北朝鮮当局による拉致被害者

北朝鮮当局による拉致問題に関する市民の関心と理解を深めるため、教育・啓発活動を久米、県、関係機関・団体と連携し推進します。

### 14 インターネットによる人権侵害

人権に関わるインターネットの問題に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深め、人権侵害を許さない意識の情勢を図るための教育・啓発活動を推進します。民間事業者と連携しながら、スマートフォンの活用等身近な情報端末の使い方など、学習機会を提供します。インターネットにおける差別書き込みに対して、市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会と連携し対応を図ります。

## 第4章 推進体制

### 1 推進体制とフォローアップ

本計画の遂行に関し、桜井市人権政策推進本部を中心に、市の各部局連携のもと、総合的かつ効果的な推進に努めます。

### 2 国、県及び関係機関等との連携

国、県、他の市町村と緊密に連携を図り、協力体制を強化した幅広い取組みを進めます。

### 3 ボランティア・NPO等との協働の推進（計画素案P54）

さまざまなボランティア団体、NPO 団体等と協働による取組みを推進し、人権教育・啓発活動や人権に関する相談活動など、人権施策の充実に努めます。

### 【資料】

#### ●注釈

#### ●法令等

- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抄）
- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
- ・部落差別の解消の推進に関する法律
- ・桜井市人権擁護に関する条例
- ・桜井市こころつながる手話言語条例
- ・桜井市犯罪被害者等支援条例
- ・桜井市部落差別の解消の推進に関する条例
- ・奈良県教育委員会 新しい人権教育推進プラン（抜粋）